

過労死防止学会第5回大会

第6分科会「24時間営業と『夜休む権利』——コンビニを中心に」を持つにあたって
司会 北健一（ジャーナリスト）

「24時間営業と『夜休む権利』——コンビニを中心に」をテーマにした第6分科会は、第5回過労死防止学会開催が迫るなか、急きょ設定された。分科会開催に携わった一人として、開催に至った経過と分科会で深めたい問題意識を紹介したい。

(1) 24時間社会の象徴

この国が24時間社会になって久しいが、その象徴の一つが、全国に5万5831店展開するコンビニエンスストアだろう（数字は2019年3月度、日本フランチャイズチェーン協会調べ）。「開いて良かった」のCMが語るように、コンビニの大半が24時間営業だ。

コンビニ加盟店オーナーは、フランチャイズ契約上は「独立事業主」とされ、雇用労働者ではない。そのため、労災保険に入れず、厚生労働省の労災統計ではカウントされないが、過労の結果命を落とされたという意味での過労死ではないか、と思える事例に、コンビニ問題の取材を続けるなかで何度か出会った。コンビニ加盟店ユニオンと一緒に『コンビニオーナーになってはいけない』（旬報社）を発行する際には、セブンイレブンの加盟店オーナーらが加入するセブンイレブン共済の支給実績を示す資料を入手した。社会保険労務士で過労死問題にも詳しい飯塚盛康さんに分析していただくと、在職死亡の率の、尋常でない高さがわかった（**ページ参照）。

(2) 2つのセブンイレブンの事例から

コンビニをめぐる解決すべき課題は複雑に絡み合っているが、オーナーや家族の権利という面から考えた場合、「過労死防止」（長時間過重労働の防止、安全衛生の確保）というアプローチも必要ではないか。そう考えていた矢先だった。東大阪市のセブンイレブン・オーナー、松本実敏さんが24時間営業を自主判断でやめ、時短営業に踏み切ったという報に接したのは（19年2月1日から、午前1～6時を閉店する19時間営業に）。

一緒に店に立ってきた妻が2018年に病死し、学生アルバイトの卒業などでスタッフが大量に辞め、本部に助けを求めても突き放された揚げ句の判断で、このままでは自分も倒れかねないと追い詰められていた。

3月には、東京都中央区のセブンイレブン・オーナー、齋藤敏雄さんが失踪するという事件があった。きっかけは、本部社員から「3月いっぱいでの閉店」を通告されたこと。死に場所を求めて北海道をさまよい、旭川警察署に保護された。齋藤さんのお店は、ドミナント（加盟チェーンによる近隣への新規出店）に遭って日販が100万円から50万円へと半減、アルバイトも近隣の店で取り合いになった。敏雄さんと長男は夜で、妻の政代さんは昼に店に立ち、夕方、期限切れで廃棄する弁当をバックヤードで家族一緒に食べた。14年9月、大学進学をあきらめた長男は、店での夜勤の後、自死した。享年19歳。

セブンイレブン、ファミリーマートのオーナーらが結成したコンビニ加盟店ユニオンが本部各社との団体交渉を求めた事件で、ファミマは都労委に、オーナーとアルバイトの就労時間を示す資料を出した。就労時間から、所定労働時間の160時間（週40時間×4）を

引くと、月 100 時間を超えるオーナーがめずらしくない。

(3) ロイホは夜閉め利益が増えた

コンビニオーナーの働き方に長時間労働が蔓延していることは疑う余地もないが、彼、彼女らに追い打ちをかけるのが夜勤だろう。

24 時間営業を本部から強要されているため、たとえアルバイトが集まらずシフトが埋まらなくても、夜勤の人が突然休んでも、店は閉められない。18 年 2 月の福井豪雪では、アルバイトが出勤できず、商品の配送も止まりお客も来ないなか、店を閉める許可を得られなかったため、オーナー夫妻は雪をかきながら店を守り続けた。妻が過労で倒れ救急車で運ばれる際も、オーナーは同行できず、店に残った（その後、本部が謝罪）。

働き方改革関連法を見渡しても、労働「時間」の規制はあるが、夜働かせることの規制は見当たらない。勤務間インターバル制度の条文にも「時刻」については書かれていない。

だが、働き方改革のなか、24 時間営業を縮小したり中止する会社も出てきた。ロイヤルホストなどファミリーレストランや牛丼チェーンなどファストフードが有名で、たとえばロイヤルホストは、浮いた人手を忙しい時間帯に投入し、ひと手間かけた料理やきめ細かいサービスで他店と差別化し、利益増にも成功したという。前述した松本さんのセブンイレブンも、時短営業によって深夜時間帯の人件費が浮くなどし、2~3 月の利益は前年同期比で 10 万円以上増えた（『労働情報』19 年 5 月号 6 ページ、園田昌也氏のレポート）。

コンビニの場合には、損益分岐点売上高が加盟店と本部とで乖離し、深夜時間帯は多くの場合「お店には赤字、本部には黒字」となっていることが、本部が時短営業を認めたがらない一因とみられるが、少なくとも現場にとっては、24 時間営業は経済合理性がない。まして担い手の健康を損ない、いのちを削っているのなら、見直しは急務のはずだ。

(4) 労働規制に「時刻」概念を

そこで当分科会では、当事者と専門家の話からコンビニで起きていることを共有しつつ、過労死防止には、労働「時間」だけでなく、「夜休む権利の確立と労働『時刻』規制」を考える必要があるのではないかと、というアジェンダセッティング（議題設定）をめざしたい。

ローソンの竹増貞信社長は、24 時間について「業界全体でやめるのは『あり』だが、ローソンだけがやめると昼間の売り上げにも響くだろう」と率直に語っている（『日経ビジネス』17 年 10 月 30 日号「特集 コンビニ大試練」）。厳しい競争の下、個社の努力だけでは限界があるということだろう。ならば国が動き、社会的ルールで規制すべきではないか。

ほんとうは夜閉められるのに、売上や利益のため、24 時間営業に拘る業態は少なくない。分科会で報告いただく労働科学研究所の佐々木司さんは「夜間に眠って昼間に働くのが、ヒトの生理機構の原則です」とし、「人間は……時刻的存在である」とも言っている（『安全な医療のための「働き方改革」』岩波ブックレット、46~48 ページ）。人が時刻的存在なら、その働き方を律するルールにも「時刻」概念が外せないはずだ。

「雇用によらない働き方」や、どこまでも便利を求めがちな消費者の理解にも関わるコンビニの現状と課題を共有することを通じて、当分科会での討論を、従来、労働法や労働政策のなかであまり顧みられなかった労働「時刻」、「夜休む権利」を、働くルール、労働時間規制をめぐる重要な論点（アジェンダ）とする第一歩としたい。